

第11回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日時 令和2年10月26日(月) 8:45～9:13
場所 仙台市役所本庁舎6階第2会議室
出席者 選定委員：5名
事務局：経済局産業政策部企業立地課
内容 1. 開会
2. 議事
(1) 審議事項
①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について
3. 事務連絡
4. 閉会

要旨

1. 委員会の開催について
委員7名中5名の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。
2. 応募事業者との接触状況の確認について
事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。
3. 委員会の公開・非公開について
事務局より、第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。
4. 議事録署名委員の選任について
委員1名を議事録署名委員として選任した。
5. 守秘義務について
事務局より、選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを説明した。
6. 事業提案(補足資料)の審査について
委員長より、第9回選定委員会において、本件を再審査とした経過について説明した。
事務局より、第9回選定委員会後の事業者への対応の経過、補足資料等についての概要、募集要項における事業提案の応募手続き及び審査方法について説明を行った。
7. 事業提案に関する意見交換
審査手順に従って、S-23・S-32画地に応募のあった2件の事業提案及び補足資料について意見交換を行った。その概要は次のとおり。
受付番号7-1、7-2(S-23・S-32)
○次の項目について意見があった。
 - ・蒲生干潟の地域特性から、騒音対策として5メートルの壁では足りない。全体を覆うような対策が必要であると思うが、そのような対策がとられていない。
 - ・大雨時に汚水が蒲生干潟等に流出しない雨水対策が必要であると考えます。
 - ・環境局コメントでは「汚水が蒲生干潟等に流出されることが懸念される」とのことであり、想定外の大雨のことも考えると、さらなる汚水対策が必要だと感じる。
 - ・補足資料の内容では、蒲生干潟に対する環境への配慮が不十分であり、蒲生干潟に近接するという特性を考慮した対策が必要である。
8. 事業提案の評価について
各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

9. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定等について

(1) 受付番号7-1、7-2

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。

この結果、次のとおり事業候補者として非選定とした。

受付番号7-1	事業候補者として非選定
受付番号7-2	事業候補者として非選定

また、これを審査結果として、総合評価点とともに、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、委員長から仙台市長へ報告することを決定した。

10. 第7回事業者募集について

第7回事業者募集は12月を予定しており、メール等で募集要項等の確認などの連絡をさせていただく。

上記のとおり第11回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名委員が署名する。